

仕 様 書

1 案件名称

旭複合施設および旭区役所設備棟外壁アスベスト含有調査業務委託（旭区役所）

2 目 的

本業務は、対象施設（詳細は下記3（履行場所）を参照）における外壁改修工事の着工前調査として実施するもので、対象施設において受注者が建材試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の6種類について定性分析を行うものである。

3 履行場所

（1）旭複合施設【旭区民センター・芸術創造館・旭図書館・旭備蓄倉庫】

（所在地：大阪市旭区中宮1丁目11番14号）

（2）旭区役所【設備棟】

（所在地：大阪市旭区大宮1丁目1番17号）

4 履行期限

令和7年8月29日（金）

5 外壁材質

対象となる外壁の材質および仕上等については、別紙4「外部仕上表」、別紙3「旭区役所採取箇所図」のとおり

6 採取箇所

検体採取箇所については、別紙1～2「旭複合施設採取箇所図(1)(2)」、別紙3「旭区役所採取箇所図」のとおり

・旭複合施設

	別紙4 外部仕上表 番号	別紙1～2 採取箇所図	検体数
外 壁	(9)	①～③	3
	(1 0)	④～⑥	3
	(1 1)	⑦～⑨	3
外部階段 【外装薄塗料E】	(2) ～ (4)	⑩～⑫	3
外部階段（段裏） 【外装薄塗料E】		⑬～⑮	3

・旭区役所

	別紙3 採取箇所図	検体数
外 壁	⑯～⑱	4

7 業務内容

（1）「作業計画書」の作成

調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた「作業計画書」を作成し、発注者に提出のうえ承諾を受けること。試料採取は、原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時までにすること。

(2) 試料の採取・分析

- ①試料採取日は、事前に発注者と日程を調整し決定すること。また、試料採取実施者については、次のいずれかの資格を有していること。
 - ア 一般社団法人 J A T I 協会認定のアスベスト診断士
 - イ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者
 - ウ 労働安全衛生法に基づく、石綿作業主任者
- ②分析は、(JIS) A1481-1 による分析方法を用いて行い、1 検体を各層（仕上塗材・下地調整塗材・下地モルタル）ごとに分析すること。
- ③分析調査実施者は、公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業の「評価区分 1 もしくは評価区分 5」における合格認定技術者であること。
- ④試料の採取箇所は、発注者が指定する場所（別紙 1～3「採取箇所図」を参照）とし、1 箇所当たり容量 10 cm³程度を目安に試料を削り取り 1 検体とする。採取箇所の詳細位置については、発注者と現場確認し協議の上、最終決定するものとする。
なお、本調査は外壁改修工事を目的とした事前調査のため、仕上塗材・下地調整塗材・下地モルタルを採取すること。
- ⑤分析結果は、検体採取後 20 日以内に発注者宛にメール（別途通知）にて速報を提出すること。
- ⑥試料採取痕は、固化材噴霧や接着剤塗布により、建材の飛散及び劣化等が進行しないように適切な処理を行い、塗材と類似した色のスプレーを塗布し簡易補修を行うとともに、清掃を行うこと。
- ⑦採取した試料は検体毎に密閉容器に入れ、施設名称・所在地、試料採取部位（位置）・試料名称・試料採取年月日・試料採取者名・試料採取方法を記録すること。
なお、試料採取記録簿（様式は問わない）については、試料採取位置の写真と併せて発注者へ提出すること。
- ⑧試料採取中の状況、試料採取後の状況及び採取した試料については、ホワイトボード等を使用し明瞭に撮影すること。
- ⑨業務の履行に関しては、本仕様書及び「アスベスト分析マニュアル【第 2 版】令和 4 年 3 月 厚生労働省」に基づいて実施すること。

(3) 報告書（成果物）の作成

- ① 2 部作成し編綴の上、発注者に提出すること
「測定分析結果」及び「採取位置図」、「試料採取等の状況写真」、記録事項
- ② C D - R 等の記録メディアにデータを格納し 2 部提出
測定分析結果及び採取位置図（P D F 形式）
試料採取等の明瞭な状況写真（画像データ形式：200 万画素程度以上／枚、目次データ別途要）

8 提出書類

受注者は契約締結後、発注者の指定する次の業務委託提出書類（指定のない限り様式不問）を作成し、速やかに 10 の事業担当に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業計画書【7 (1) による】
- (3) 業務責任（担当）者届
- (4) 有資格者であることを証する証明書の写し【7 (2) による】
- (5) 業務完了届
- (6) 報告書【7 (3) による】

9 再委託の制限

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 仕様書中7に規定する業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を再委託に関する特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

(1) 受注者は業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に遵守し、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(2) 試料採取に際し、アスベストばく露の可能性があるため、防塵マスク、防護服、手袋等の保護具を着用し、湿潤化（散水や薬剤の散布等）して採取すること。

(3) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）

(4) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。

(5) 本業務の履行に必要な直接物品等は全て受注者にて準備すること。

(6) 採取した試料については、分析調査完了後、受注者の責任において適正に処分すること。

(7) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。

(8) 本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

(9) 本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

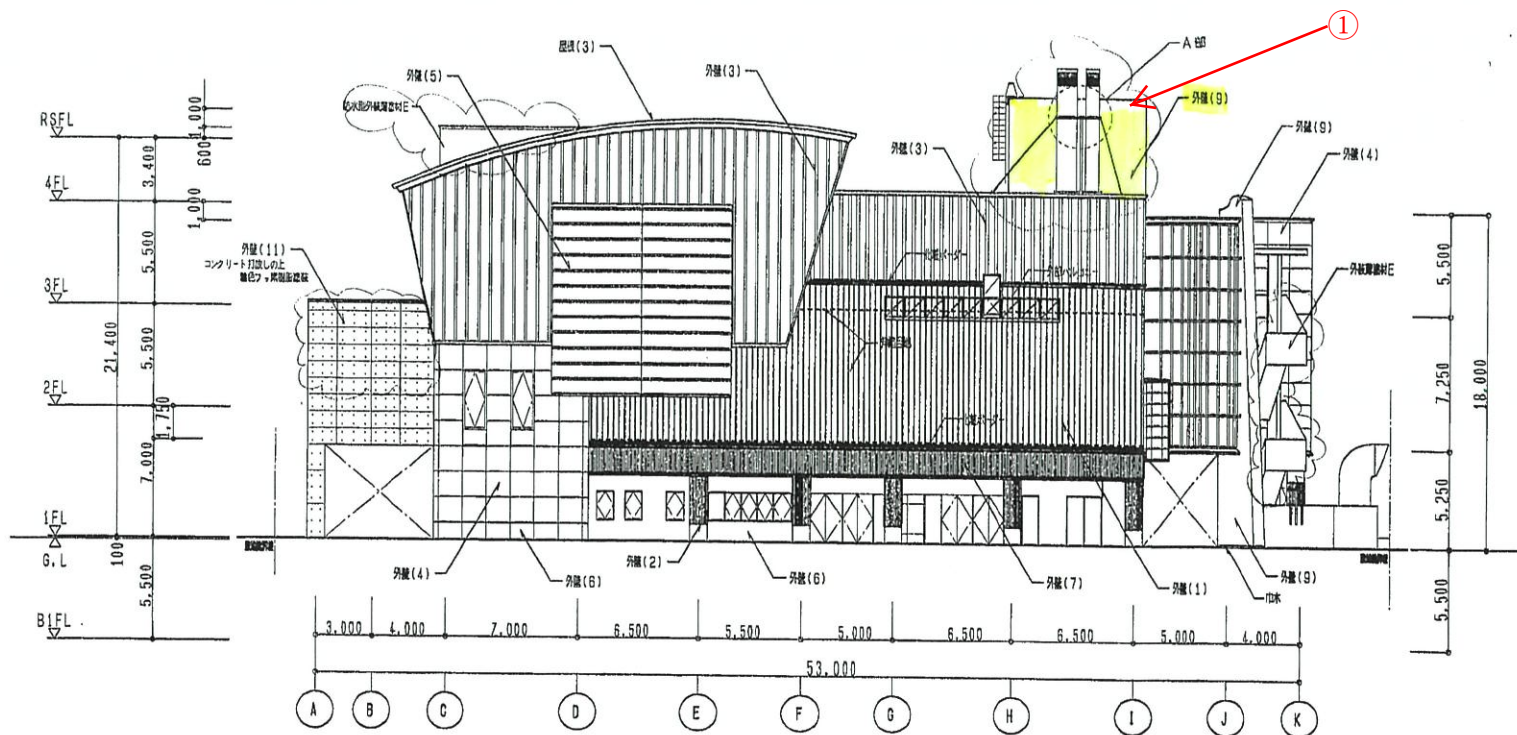
(10) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

(11) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受注者の協議による。

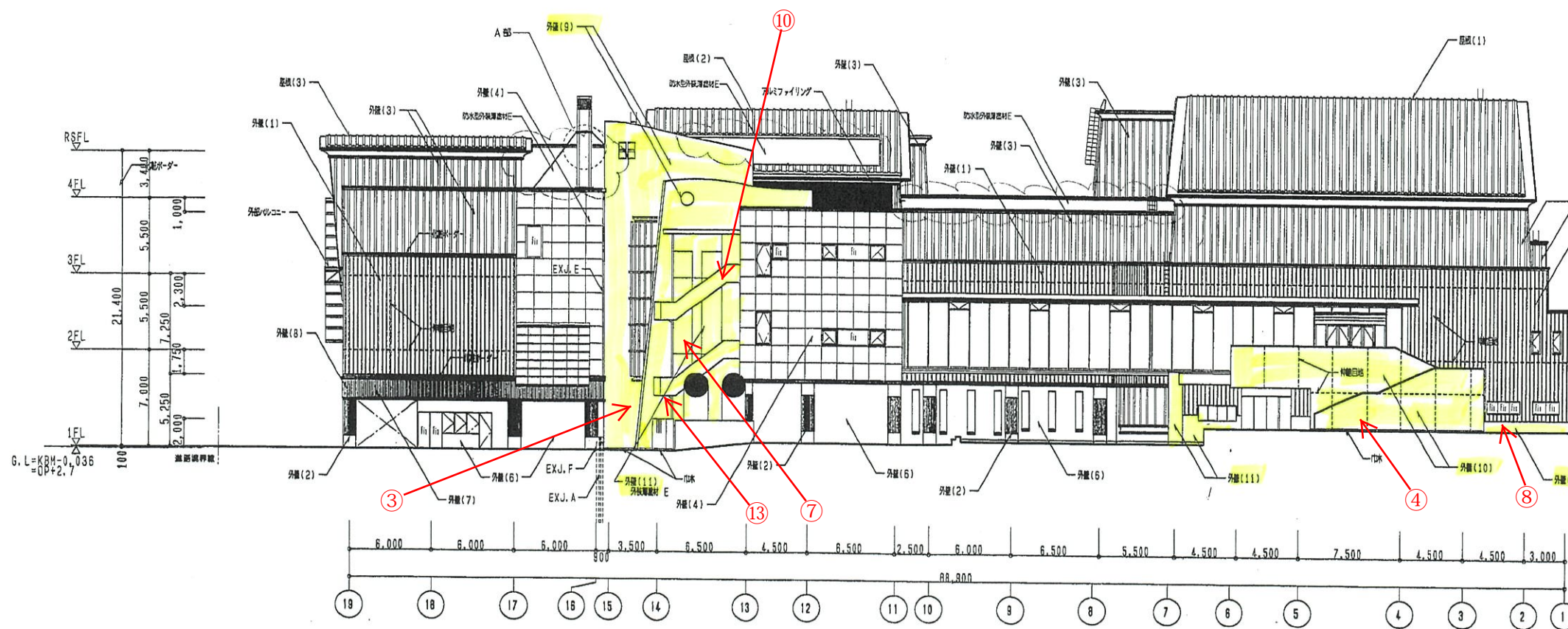
(12) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

(13) 見積にあたっては、対象施設ごとに内訳書を提出すること。

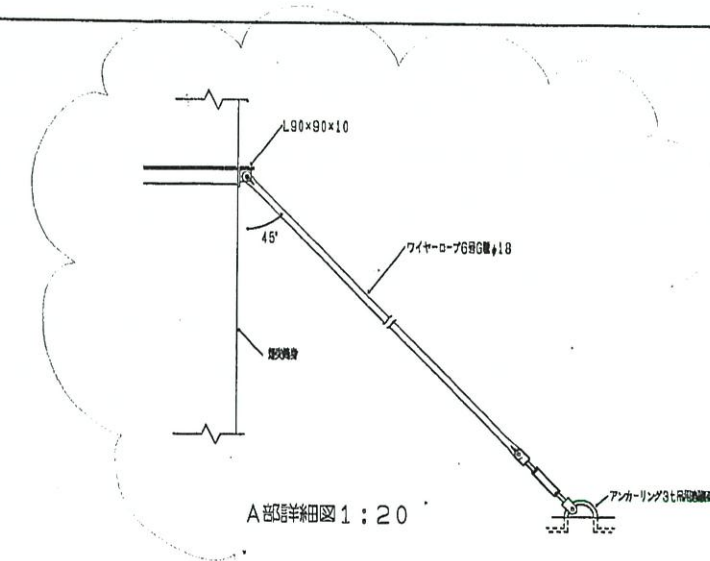
11 事業担当 大阪市旭区役所 地域課 泉田・富田・乾
大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号
電話 06-6957-9734



北側立面図 1 / 200

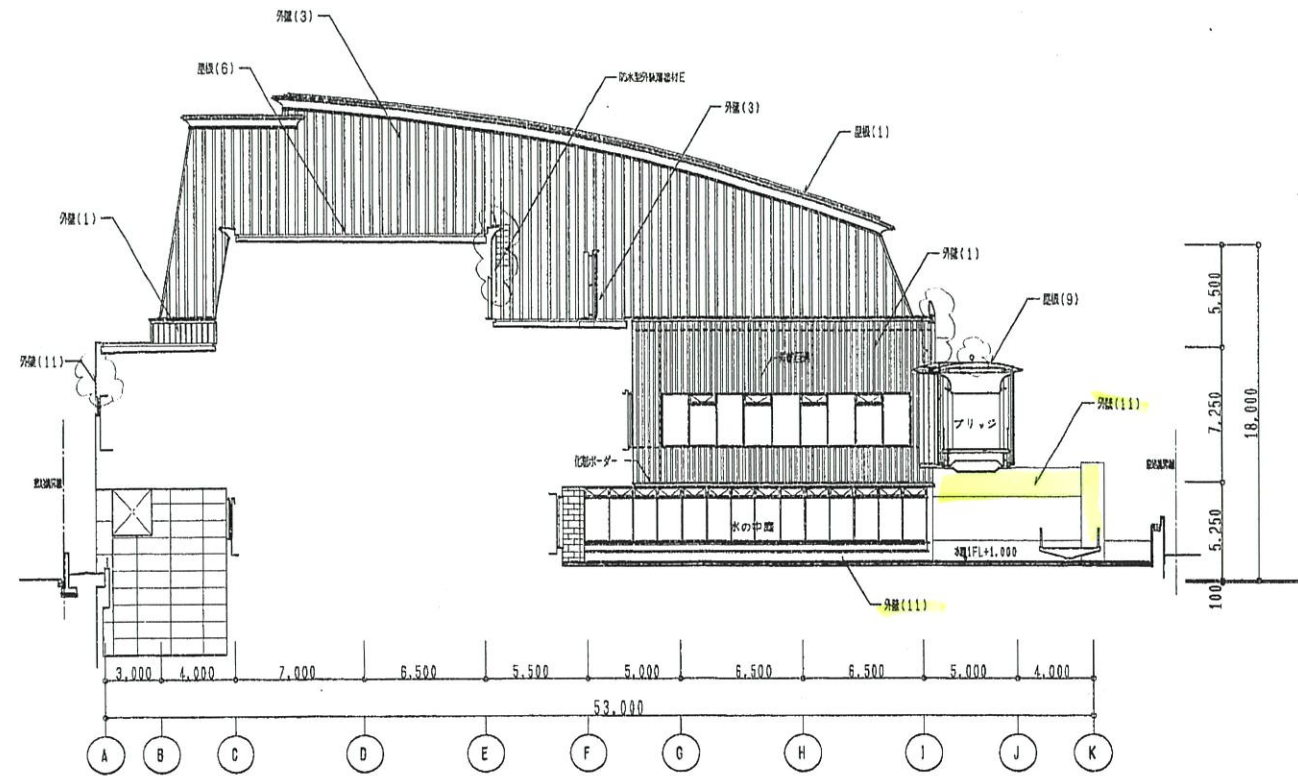


西側立面圖 1 / 200

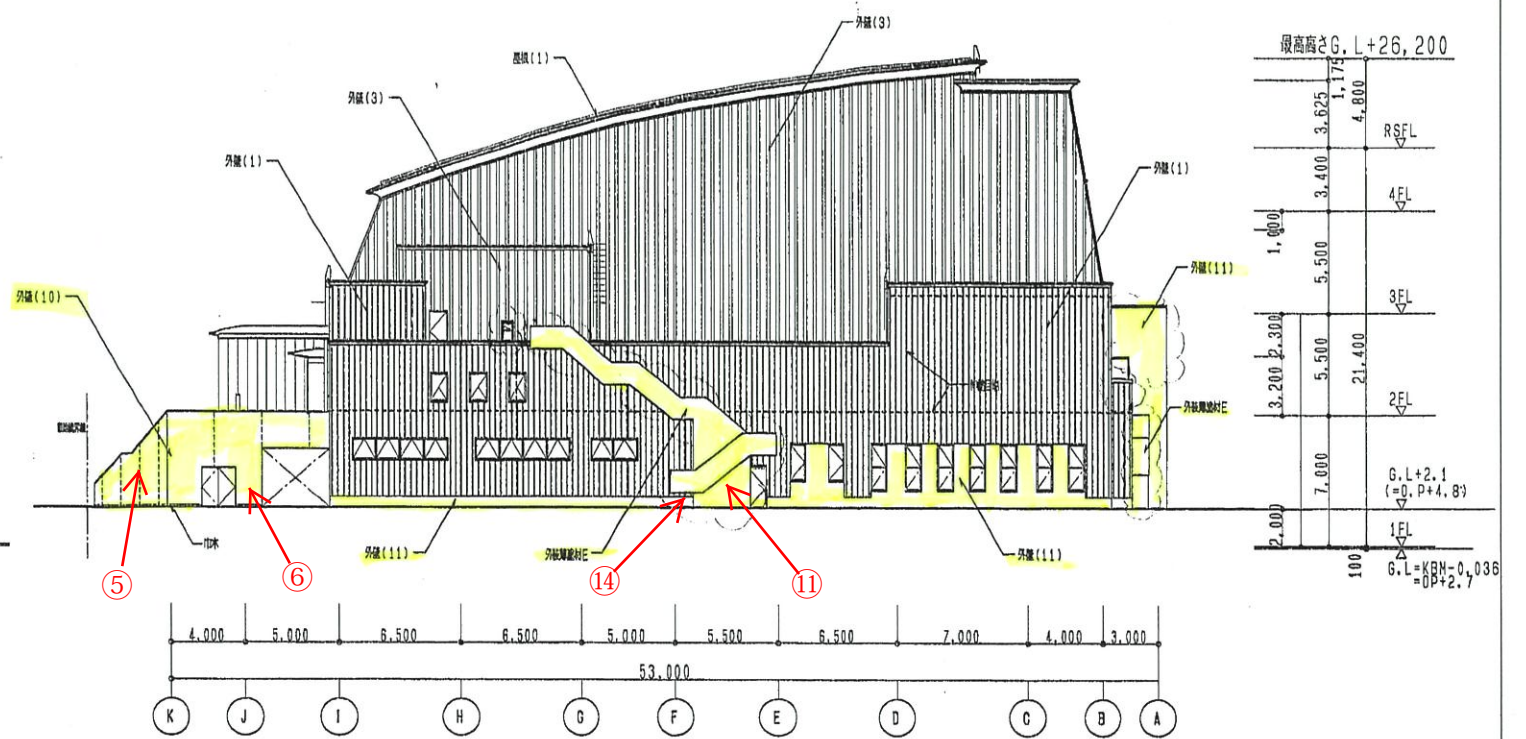


A部詳細図1:20

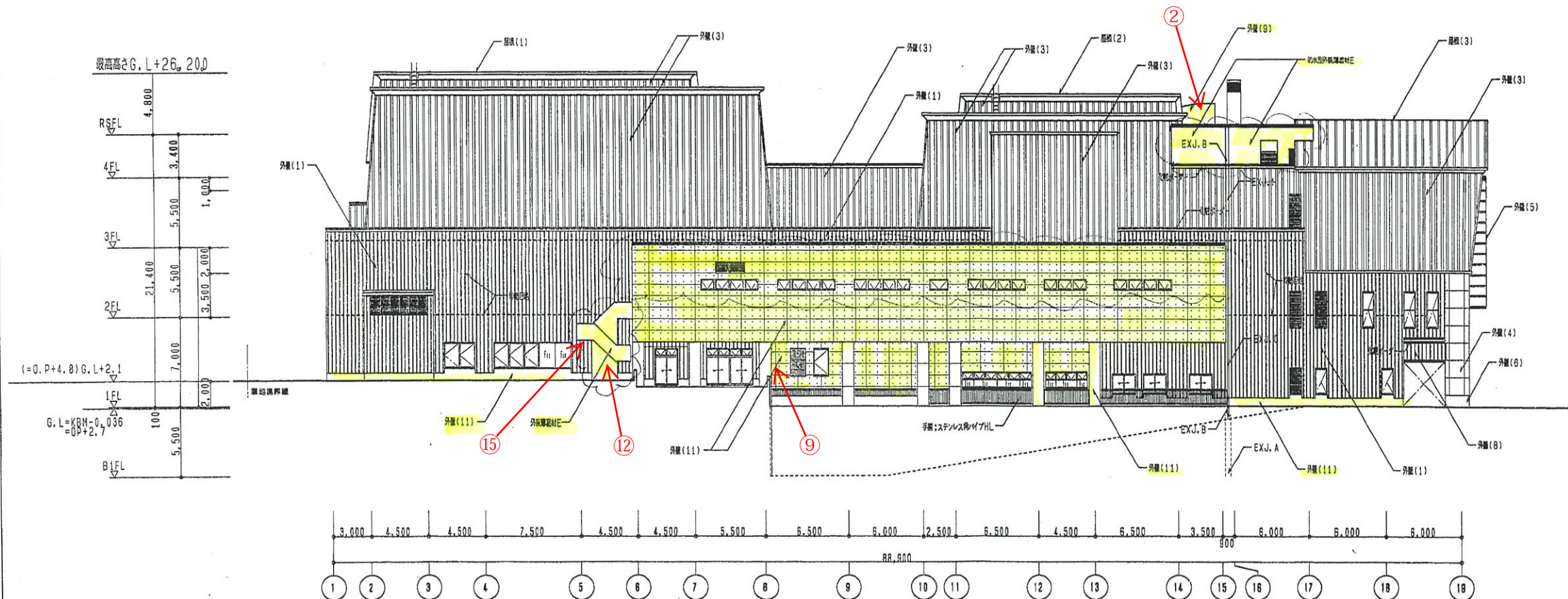
工事名称	旭区民センター、芸術劇場館（旭図書館、 備前児童遊戯）建設工事 第2次設計変更				平成11年度
図面名称	立面図（1）	通し番号	31	図面番号	2.027
大阪市都市整備局営繕部設計課		10 10 10 10 10			
株式会社日本設計		10 10 10 10 10			



中庭南側立面図 1/200



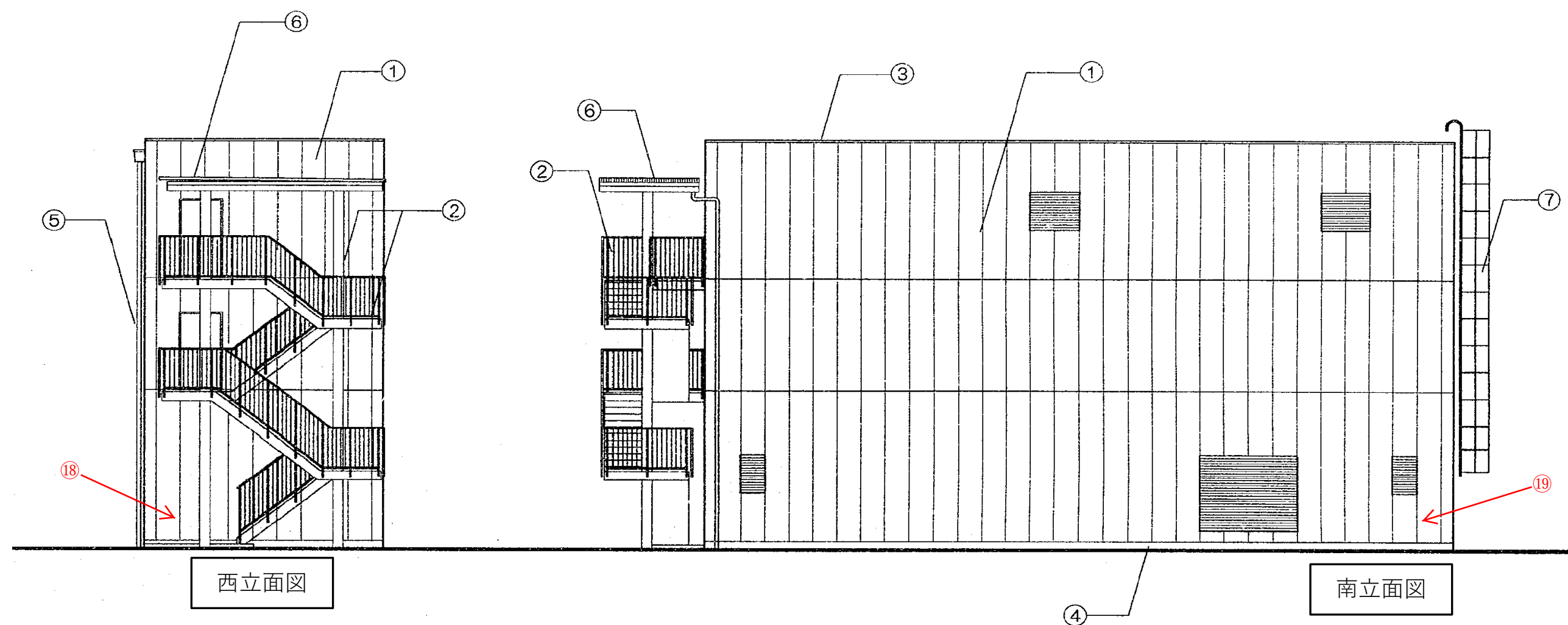
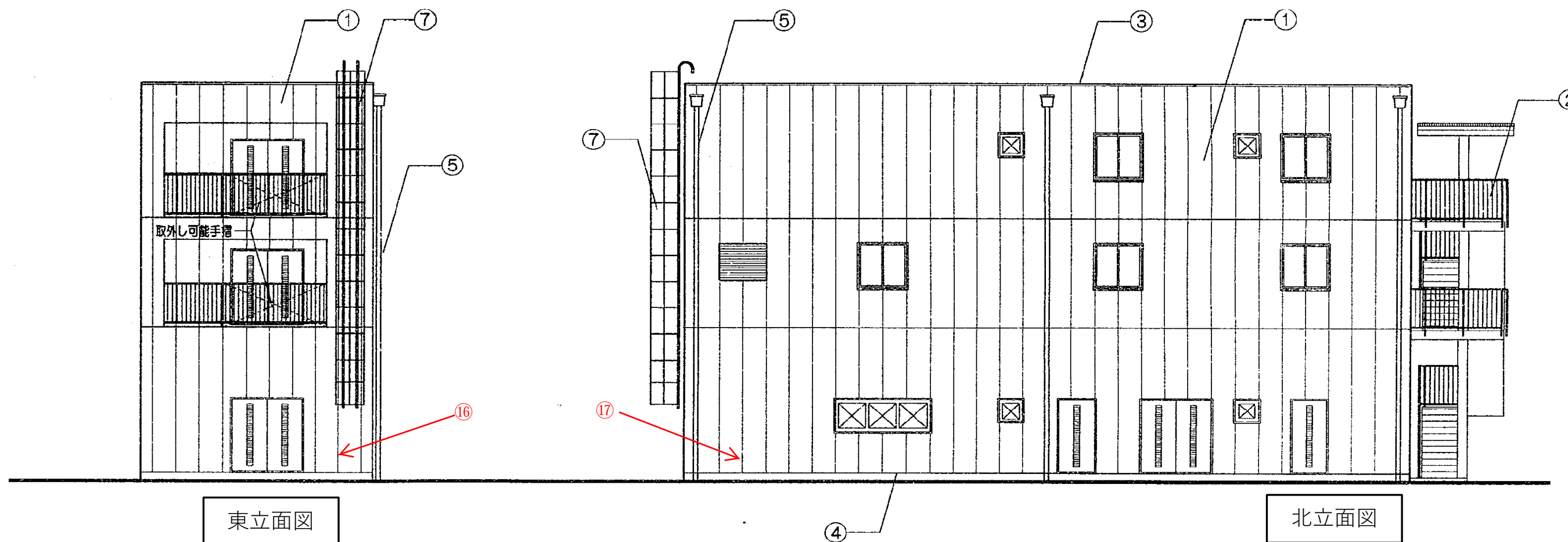
南側立面図 1/200



東側立面図 1/200

工事名称	旭区民センター・芸術創造館（旭図書館・旭児童館併設）建設工事 第2次設計図書	平成11年度
図面名称	立面図(2)	図面番号 32 図面番号 20028
大阪市都市整備局営繕部設計課		
株式会社日本設計		

記号	内容
①	押出成型セメント板の上、防水形複層塗材E



□屋 根

屋 根 (1) (2) (3)	コンクリート打放しの上、銅製下地の上、アスファルトルーフィング22kgの上押出発泡ポリスチレンフォーム t=20の上 （素樹脂塗膜面鉛メッキ銅板 t=0.8） 長尺瓦棒簷（ポリエチレンフォーム t=4裏打ち）
野先、ケラバ、軒天 軒壁	銅製下地の上ステンレスパネル t=2.0加工 LH処理マットグレイ仕上、一部ステンレスFB150×9 HL仕上 銅製下地の上ステンレスパネル t=1.5加工 2B仕上
屋 根 (4)~(18)	コンクリート金ゴテ押エの上、アスファルト断熱防水（A1-1）、断熱材：ポリスチレンフォーム保温材 t=25、押エコンクリート t=80（水下 溶接金網 φ=100 入直押エ、伸縮目地 ¥3,000以内（¥25既製品）
屋 根 (19) (22)	銅製下地の上、高圧毛布セメント板 t=20 ゴムアスシート t=1.2 押出発泡ポリスチレンフォーム t=45の上、ステンレスパネル t=1.5 LH処理マットグレイ仕上 長尺パネル簷
屋 根 (20)	（コンクリート金ゴテ押エの上特殊樹脂防水）
屋 根 (21)	銅製下地の上木炭セメント板 t=20の上 アルミパネル t=3.0加工 2次電解着色ステンカラー 裏面ウレタンフォーム t=50吹付

□パラベット・笠木

防水立上り部	PC版 1=30、一部オーバーブロードレン付
造 木	ステンレス 7=2.0加工 LH処理マットグレイ仕上(ジョイント部分、エキスパンション仕様水受け)

□外 壁 等

外 壁 (1)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、珪質質(珪釉)タイル 232×52×14密着張り及び珪質質(珪釉)半丸型タイル 232×52×37 ステンレス番線併用密着張り 組合わせ張り [各タイル貼付通事項] -躯体伸縮目地 W=25, タテ2,500~3,000 内外ヨコ、コンクリート打継ぎ所(変成シリコンシーリング材(2成分形)出隅役物タイル、入隅役物タイル、まがざタイル水切付
外 壁 (2)	コンクリート打放シ(増打1=40)の上、珪質質(珪釉)タイル 232×52×14密着張り及び珪質質(珪釉)半丸型タイル 232×52×37 ステンレス番線併用密着張り 組合わせ張り
外 壁 (3)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、鋼製下地の上、チタン合金亜鉛板+ステンレス複合板 $t=1$ 、2長尺瓦葺き ポリエチレンフォーム $t=4$ 裏打ち
外 壁 (4)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、鋼製下地の上、アルミカットパネル $t=3$ 、0張り(オープンジョイント) 2次電解着色ステンカラー
外 壁 (5)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、鋼製下地の上、ステンレスパネル $t=2$ 、0加工 LH処理シルキーブライト仕上 一部ステンレスチャンネル 100×50×5 HL加工
外 壁 (6)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、花崗岩 $t=25$ J&P仕上 乾式工法
外 壁 (7)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、鋼製下地の上、アルミ押出材(スバンドレル)張り 2次電解着色ステンカラー
外 壁 (8)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、鋼製下地の上、アルミ押出し材(スバンドレル)張り 2次電解着色ステンカラー
外 壁 (9)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、外装薄塗料E 吹付けの上コテ仕上
外 壁 (10)	コンクリート打放シ(増打1=20)の上、特殊塗装仕上
外 壁 (11)	コンクリート化粧打放シ(A種1=20)の上(高耐候性フッ素樹脂塗装仕上)木コン樹脂モルタル $t=20$
化粧ボーダー	ステンレスパネル $t=2$ 、0加工 LH処理 マットグレイ仕上及びステンレスFB65×5HL
巾 木	コンクリート化粧打放シ(A種 増打1=20)水割塗布H寸法図示 目地、シーリング(変成シリコン 2成分形) 木コン樹脂モルタル $t=20$
[軒天共通事項]	コンクリート打放シの上現場発泡ウレタン吹付 $t=20$ の上鋼製下地
軒 天 (1)	アルミ押出型材(スバンドレル)フッ素樹脂 焼付塗装
軒 天 (2)	ステンレスパネル $t=2$ 、0加工 LH処理 マットグレイ仕上 目地種 ステンレス角パイプ20×20 HL仕上ビス止め、回線ステンレスHL
軒 天 (3)	ケイ酸カルシウム板 $t=6$ の上AEP塗
外部バルコニー (非常用出入口)	手摺 ステンレス製 HL(図示)

□犬走り・玄関廻り

ビロティ (1) (2) (3)	コンクリート金ゴテ押工の上、アスファルト防水 (A-1)、押エコンクリート t=80 (水下) 密接金網 6φ-#100 入、 モルタル t=30 の上、花崗岩 J&P t=25 張り
テラス	コンクリート金ゴテ押工の上、 床用 300 角磁器質タイル張り (段差共)
車 路	コンクリート金ゴテ押工の上、アスファルト防水 (A-1)、真空コンクリート t=100、リング模様付き
水の中庭	コンクリート金ゴテ押工の上、アスファルト防水 (A-1)、押エコンクリート t=80 (水下) 密接金網 6φ-#100 入、 (防水押え以降は外構工事)
外部階段 (1)	コンクリート金ゴテ押工の上、 <u>特殊樹脂防水</u> モルタル t=30 の上、花崗岩 J&P t=25 張り
外部階段 (2)	壁・上げ裏：外装薄塗材 E 床：コンクリート金ゴテ押工の上、防水モルタル t=30、ノンスリップタイル
外部階段 (3)	壁・上げ裏：外装薄塗材 E 床：コンクリート金ゴテ押工の上、防水モルタル t=30、ノンスリップタイル
外部階段 (4)	壁・上げ裏：外装薄塗材 E 床：コンクリート金ゴテ押工の上、防水モルタル t=30、ノンスリップタイル

【略 圖】

[チェック項目]													
SOP 合成樹脂誘合ペイント塗り	MD-E 合成樹脂エマルジョン・中鋼板塗料塗り	SUS ステンレス	LC クリヤラッカー塗り	w 橋	換気用フード	(外壁工作物)	結立埋突	ゴンドラ設備	(外 構)	異 径	排水機	(特記事項)	敷地造成
AEP 合成樹脂エマルジョン・シメント塗り	MP 多形鋼板塗料塗り	GIS 亜鉛板	PC プレキャストコンクリート	d 高	床平仮合板	電 板	通風器具		電 板	旭・鋼水	マンホール	別注工事	既存物件の処理
FEP フタル酸樹脂エマルジョン塗り	OS オイルステイン塗り	AL アルミノック板	ALC 軽量気泡コンクリート	広 度	断 熱	広 度	真 年		鋼 板	広 度・運動場		食料村	
VE 塩化ビニル樹脂エマルジョン塗り		LGS 軽鋼骨	CG コンクリートブロック	1 長さ	丸 瓦	広 度	結立庇		路面駐車場	制防水水槽			解体工事
A フレキシブル樹脂エマルジョン塗り		FB フラストバー	TB テラゾーブロック	t 厚さ	遮雪ポール	タラップ			門・扉	オイルタンク 設置			移設工事
G-AEP つや有合成樹脂エマルジョン・シメント塗り		HL ヘアライン		4 低		手 摺	社会様		障工給板	浄化槽			道路補修
GP 塩化ゴム系エマルジョン塗り		Zn 亜鉛板鋼メッキ仕上		6 ビッチ		フェンス	敷地境界石		鋼 土	外構・側溝			
UV ウレタン樹脂ニス塗り		LH リキ・ドホ・ミンダ処理	U工法 ショイントレス工法			面格子・ルーバー	外 灯		テラス	排水管			
									バーボラ				

※屋根スラブ、バルコニー床スラブ等は全て20mmの打増を行う。

□外部金物〔材種・防錆処理・仕上〕

[illegible]☐外部工作物

基礎銘板	花コウ岩本題き仕上、800×600×90 程度、盛埋込み型
給気塔	図示
排気塔	図示

□外 機

舗装	ソイルセラミック(300×300×60、200×200×60)、自然石貼り(花崗岩)、自然色塗装、洗い出し舗装(池底)
修景施設	池、水噴き出し口(花崗岩、鉄平石小端積)、モニュメント(魚・1、2、貝-FRP)、湧水、ベンチ(黒ミカゲ)
植栽	ケヤキ、シラカシ、ヤブツバキ、ハナミズキ他低木
その他	図示

□特記事項

※ステンレスは特記なき限りすべて SUS304 とする

※ はシーリングを示す

※アルミパネル及びステンレスパネル（笠木含む）の裏面は全てグラウト $t = 2.0$ 吹付とする。

【チェック項目】

(外部金物) ルーフドレイン 窓 框 丸 鎖 クラップ 手 摺 フェンス 窓格子・ルーバー	換気扇フード 旗平受金物 郵便受箱 避難ポール	(外部工作物) 電 柱 広告板 広告架橋 ホオチ 運送施設 橋 桁 土留 土留 土留	独立煙突 避難器具 旗 竿 独立塔 社会館 竣工銘板 墓垣境界石 外 灯	ゴンドラ設置 橋 樑 橋 脚 踏切遮断機 門・構 盛 土 テラス バイ・ガラ	擁 壁 池・噴水 鋼 鉄 給排水設備 オイルタンク 設置 浄化槽 外渠・側溝 排水管	排水機 マンホール	(特記事項) 別途工事 支給材	墓池造成 既存物件の処理 解体工事 移設工事 道路補償
--	----------------------------------	---	---	---	---	--------------	-----------------------	---

工事名称	旭区民センター・芸術画廊（旭図書館・附属展示場）建設工事 第2次設計添付			平成11年度	
図面名称	外廊工事	通し番号	1.9	図面番号	2001.5
大阪市都市整備局営繕部設計課		第一・二番 建築代表	主 査	検 査	
株式会社日本設計		第三・四番	主 査	検 査	

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 仕様書中7に規定する業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。